

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 28 号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和 46 年岩手県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
公 署	所在地	級別区分	公 署	所在地	級別区分
[略]			[略]		
<u>花巻地方振興局農林部農村整備室</u> （旧豊沢ダム管理所）	[略]	[略]	<u>県南広域振興局花巻総合支局農林部農村整備室</u> （旧豊沢ダム管理所）	[略]	[略]
[略]			[略]		
別表第 2（第 2 条関係）			別表第 2（第 2 条関係）		
公 署	所在地		公 署	所在地	
[略]			[略]		
<u>北上地方振興局土木部湯田出張所</u>	[略]		<u>県南広域振興局北上総合支局土木部西和賀出張所</u>	[略]	
<u>北上農業改良普及センター湯田地域普及所</u>			<u>中央農業改良普及センター西和賀普及サブセンター</u>		
[略]			[略]		
<u>二戸農業改良普及センター軽米地域普及所</u>			<u>中央農業改良普及センター軽米普及サブセンター</u>		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。